

日 薬 業 発 第 87 号
令 和 8 年 5 月 29 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

「令和6年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について」
等の廃止について

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省保険局医療課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和6年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等につきましては、令和6年3月8日付け日薬業発第473号にてお知らせしたところですが、今般、これらの取扱いを廃止し、令和8年5月31日をもってこれらの事務連絡を廃止することです。

つきましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

< 抄 >

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 28 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

「令和 6 年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について」等の廃止について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡

令和 8 年 5 月 28 日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

「令和 6 年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について」等の廃止について

令和 6 年 4 月以降の新型コロナウイルス感染症の診療報酬上の取扱い等については、「令和 6 年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について」（令和 6 年 3 月 5 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「3 月 5 日事務連絡」という。）及び「新型コロナウイルス感染症に係る施設基準等に関する取扱いについて」（令和 7 年 3 月 27 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）により、お示ししてきたところです。

今般、これらの取扱いを廃止し、令和 8 年 5 月 31 日をもってこれらの事務連絡を廃止することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図るようお願いいたします。

ただし、本事務連絡により廃止される取扱いのうち、3 月 5 日事務連絡の別添 3 の 1. ①アについては、「報告の対象となった最初の月」が令和 8 年 4 月又は令和 8 年 5 月である場合においては、当該最初の月から起算して 3 か月を超えない期間に限り、なお従前の例によることができることとします。

事務連絡
令和6年3月5日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

令和6年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について

令和5年10月以降の新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更以降の診療報酬上の臨時的な取扱い等については、「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和5年9月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡）等により取り扱われてきた。

今般、令和6年度の診療報酬・介護報酬の同時改定において、恒常的な感染症対応への見直しを行うことや、新型コロナウイルス感染症の流行状況や医療提供体制の状況等を踏まえ、本年4月以降、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等については、別添のとおりとすることとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

なお、下記の事務連絡及び通知については、令和6年3月31日をもって廃止し、令和6年4月以降の取扱いは本事務連絡による。

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付について（令和5年4月17日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付について（その2）（令和5年4月27日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
- ・令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（令和5年9月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
- ・令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえた施設基準等に関する臨時的な取扱いについて（令和5年9月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡）

- ・新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について（令和5年9月28日保医発0928第1号厚生労働省保険局医療課長通知）
- ・「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」等にかかる疑義解釈資料の送付について（令和5年10月19日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」等の一部訂正について（令和5年11月7日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
- ・「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえた施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」の一部延長について（令和5年12月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡）

調剤報酬点数表関係

【通則】

- 本事務連絡において、「新型コロナウイルス感染症患者」とは、新型コロナウイルス感染症と診断された患者（新型コロナウイルス感染症から回復した患者を除く。）をいう。

【調剤報酬点数表に関する取扱い】

1. 高齢者施設等における調剤の取扱い

- ① 保険薬局において、介護医療院又は介護老人保健施設に入所する新型コロナウイルス感染症患者に対して、保険医療機関から発行された処方箋に基づき調剤する場合において、処方箋を発行した医師の指示により、当該保険薬局の薬剤師が当該施設を緊急に訪問し、当該患者又は現にその看護に当たっている者に対して対面による服薬指導その他の必要な薬学的管理指導を実施し、薬剤を交付した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1（500 点）及び薬剤料を算定できる。

また、上記の処方箋に基づく調剤において、緊急に訪問し薬剤を交付した場合であって、対面による服薬指導を実施する代わりに情報通信機器を用いた服薬指導を実施した場合には、在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料（59 点）及び薬剤料を算定できる。

なお、これらの場合にあっては在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料又は在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料に係る加算は算定できないが、算定要件を満たしていれば服薬管理指導料に係る加算を算定することができる。

- ② 保険薬局において、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所する新型コロナウイルス感染症患者に対して、保険医療機関から発行された処方箋に基づき調剤する場合において、処方箋を発行した医師の指示により、当該保険薬局の薬剤師が当該施設を緊急に訪問し、当該患者又は現にその看護に当たっている者に対して対面による服薬指導その他の必要な薬学的管理指導を実施し、薬剤を交付した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1（500 点）を算定できる。

また、上記の処方箋に基づく調剤において、緊急に訪問し薬剤を交付した場合であって、対面による服薬指導を実施する代わりに情報通信機器を用いた服薬指導を実施した場合には、在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料（59 点）を算定できる。

なお、これらの場合にあっては服薬管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料等は併算定できない。また、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料又は在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料に係る加算は算定できないが、算定要件を満たしていれば服薬管理指導料に係る加算を算定することができる。